

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会  
女性部設立総会

議案書

日 時：令和元年 9 月 5 日 午後 2 時から  
場 所：一般社団法人愛知県産業廃棄物協会 3 階会議室

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会  
女性部

## 次 第

1. 開 会
2. 設立準備担当挨拶
3. 来賓挨拶
4. 会員の紹介
5. 仮議長の選出
6. 議事録署名人の選出
7. 総会の定足数の報告
8. 議 事  
第1号議案 一般社団法人愛知県産業廃棄物協会女性部規約について
- 第2号議案 役員の選出について
- <臨時役員会にて会長、副会長、会計の選任>
9. 会長、役員の挨拶・紹介
10. (議長交替)
11. 議 事  
第3号議案 令和元年度事業計画について
- 第4号議案 令和元年度収支予算について
12. 閉 会

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会  
女性部規約（案）

（目的）

第1条 この女性部は、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会の会員企業の女性により組織し、協会・業界の発展に係る女性層の一層のレベルアップと次世代への継承に向けて、業界の女性層の組織化・活躍促進を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この女性部は、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会女性部（以下「女性部」という。）とする。

（事務局）

第3条 この女性部の事務局は、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会内に置く。

（事業）

第4条 この女性部は、第1条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- （1）協会事業の円滑な推進を支援する事業
- （2）女性部会員育成のための事業
- （3）女性部会員の福利厚生に関する事業
- （4）その他女性部事業を遂行するために必要な事業

（会員資格）

第5条 この女性部の会員は、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会の会員又は会員会社の幹部等であって、女性部の活動に賛同する女性とし、1社2名までとする。

（加入）

第6条 前条の資格を有する者で、会員になろうとするものは別に定める入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

（退会）

第7条 会員は退会をしようとするときは、別に定める退会届を退会の日まえ30日前までに会長に提出しなければならない。

（総会）

第8条 総会は通常総会及び臨時総会とし、女性部会員をもって構成する。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は役員会が必要と認めたときを開催する。
- 3 総会は女性部会長が招集する。

- 4 総会の議長は総会において会長が選任する。
- 5 総会は次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び収支予算の決定
  - (2) 事業報告及び収支決算の承認
  - (3) 規約の改正
  - (4) その他、役員会が必要と認めた事項
- 6 総会は、会員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することはできない。
- 7 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として決議に加わることができない。
- 8 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、その会員は総会に出席したものとみなす。
- 9 総会の議事について次の項目を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 会員数及び出席者数（書面表決及び表決委任者を含む。）
  - (3) 議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 10 議事録には出席した会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上の者が議長とともに署名又は記名押印しなければならない。

#### （役員の構成）

- 第9条 女性部に次ぎの役員を置く。なお、次の各号以外の役員を置くことを妨げない。
- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名以上3名以内
  - (3) 会計 1名
  - (4) 監査 1名（任意）
  - (5) 委員 原則8名以内（会長、副会長、会計、監査を含む。）

#### （役員の選任）

- 第10条 前条の役員は、総会において選任する。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
  - 3 副会長は、委員の内から会長が指名する。
  - 4 会長は、役員会を構成後速やかに一般社団法人愛知県産業廃棄物協会会长に報告するものとする。

#### （役員の職務）

- 第11条 会長の職務は、女性部を代表し業務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があら

かじめ定めた順序により、その職務を代行する。

3 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。

(任期)

第12条 役員の任期は2年とする。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会費)

第13条 運営に要する経費は、総会において定めた会費を会員から徴収することができるものとする。

2 会費の額及び徴収方法は総会において決定する。なお、必要に応じて特別会費を徴収することができる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(補足)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮り、会長が定める。

附 則

この規約は、令和元年9月5日から施行する。

第2号議案

役員名簿(案)

令和元年9月5日  
(一社) 愛知県産業廃棄物協会女性部

| 役職 | 氏名 | 会社名 | 会社役職 |
|----|----|-----|------|
| 委員 |    |     |      |

## 第3号議案

# 令和元年度事業計画（案）

令和元年9月5日  
(一社) 愛知県産業廃棄物協会  
女性部

念願の女性部を皆さんのご賛同をえて、発足することができました。

皆さんとの情報の共有と連携を密にし、女性層の一層のレベルアップと次世代への継承に向けて、協会と業界の発展に繋がるよう業界の女性層の組織化・活躍促進を図るために女性ならではの視点で、各種事業を企画し、協会・女性部活動に積極的に取り組んで参りますので、今後とも皆様のご協力をよろしくお願ひします。

## 1. 組織強化拡充事業

- ・「循環あいち」を活用した組織拡充

循環あいちを活用し、女性部の活動をPRすることにより、女性部への会員加入促進を行います。

## 2. 研修事業

- ・講演会・研修会等の開催

女性ならではの視点で講演会・研修会等を開催し、女性力のアップを図ります。

## 3. 親睦・交流事業

会員相互の情報交換を始め、親睦・交流を図るための事業を開催します。また、11月15日（金）に神戸市で開催される第18回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」において関東地域協議会女性部主催の「女性部会のつどい in 神戸」に参加し、女性部設立をPRするとともに、他都道府県協会の女性と交流を図ります。

第4号議案

令和元年度予算(案)

令和元年9月5日  
(一社)愛知県産業廃棄物協会  
女性部

収入の部

(単位:円)

| 科 目   | 金 額     | 摘 要      |
|-------|---------|----------|
| 協会助成金 | 300,000 |          |
| 参加費   | 0       | 参加費(負担金) |
| 繰越金   | 0       |          |
| 合 計   | 300,000 |          |

支出の部

(単位:円)

| 科 目    | 金 額     | 摘 要           |
|--------|---------|---------------|
| 総会費    | 3,000   | 飲料代等          |
| 研修会    | 10,000  | 会場費、講演料       |
| 親睦・交流費 | 200,000 | 忘年会及び全国大会参加補助 |
| 会議費    | 10,000  | 役員会           |
| 事務費    | 10,000  | 印刷代等          |
| 雑費     | 10,000  |               |
| 予備費    | 57,000  |               |
| 合 計    | 300,000 |               |

\*科目間及び新規科目への流用を認める。